

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第154期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 ダイソー株式会社

【英訳名】 DAISO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 存

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長
今里 嘉彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川1丁目17番24号
ダイソー株式会社東京支社

【電話番号】 東京(03)3537局8741(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支社長
岩堀 政樹

【縦覧に供する場所】 ダイソー株式会社東京支社
(東京都中央区新川1丁目17番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第154期 第1四半期連結累計(会計)期間	第153期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(百万円)	20,732	78,229
経常利益	(百万円)	1,331	4,532
四半期(当期)純利益	(百万円)	767	2,489
純資産額	(百万円)	33,920	32,816
総資産額	(百万円)	73,477	72,362
1株当たり純資産額	(円)	309.47	299.56
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	7.02	22.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	6.06	21.01
自己資本比率	(%)	46.1	45.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	945	3,404
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,547	8,155
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	935	6,798
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	4,004	5,527
従業員数	(名)	729	718

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	729
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	618
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
基礎化学品	10,101
機能化学品	4,573
住宅設備ほか	510
合計	15,185

- (注) 1 金額は、平均販売価格により算出したものである。
 2 上記には自家使用分が含まれている。
 3 金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 製品仕入実績

当第1四半期連結会計期間における製品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)
基礎化学品	4,618
機能化学品	2,937
住宅設備ほか	2,211
合計	9,767

- (注) 1 金額は、仕入価格により算出したものである。
 2 金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
住宅設備ほか	377	1,046

- (注) 金額には、消費税等は含まれていない。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
基礎化学品	10,784
機能化学品	7,010
住宅設備ほか	2,937
合計	20,732

- (注) 金額には、消費税等は含まれていない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

(売上高)

当第1四半期連結会計期間における売上高は、207億3千2百万円となった。

基礎化学品では、引き続いてコストダウンに取り組むとともに、急激な原燃料価格の高騰に対応するためクロール・アルカリ、エピクロルヒドリンの製品価格の改定を実施したので、売上高は増加した。

機能化学品では、アリルエーテル類は、電子材料分野での在庫調整などにより販売数量は減少したが、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、酸化イリジウム電極などの高付加価値製品は、海外市場を含め積極的な営業活動を展開したので、売上高は増加した。

住宅設備ほかでは、化粧板などのダップ加工材は、生産効率の改善による拡販と販売価格の修正に努めるとともに、エンジニアリング部門においては、大型プラント工事の完工により、売上高は増加した。

(営業利益)

当第1四半期連結会計期間における営業利益は、11億6千3百万円となった。原燃料価格の上昇、積極的な設備投資による減価償却費の増加により、売上原価は増加したものの、製品価格の改定や積極的な営業活動の展開により増益となった。

(四半期純利益)

当第1四半期連結会計期間における四半期純利益は、7億6千7百万円となった。製品価格の改定などによる営業利益の向上、固定資産除却損の減少などにより増益となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、0.1%増加し388億4千9百万円となった。これは主として受取手形及び売掛金が11億9千7百万円増加したことによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、3.3%増加し346億2千7百万円となった。これは主として投資その他の資産が10億7千3百万円増加したことによる。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、1.5%増加し734億7千7百万円となった。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、0.3%減少し237億3千8百万円となった。これは、主として短期借入金が15億円増加し、未払法人税等が確定納付により7億9千6百万円減少、その他流動負債が8億9千1百万円減少したことによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、0.6%増加し158億1千7百万円となった。これは、主として繰延税金負債が4億4千1百万円増加し、長期借入金が2億6千万円減少したことによる。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて、0.0%増加し395億5千6百万円となった。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べて、3.4%増加し339億2千万円となった。これは、主として利益剰余金が4億3千9百万円増加し、その他有価証券評価差額金が6億4千4百万円増加したことによる。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、15億2千2百万円減少し40億4百万円となった。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、9億4千5百万円の支出となった。これは主に税金等調整前四半期純利益が12億8千3百万円、減価償却費が8億5千3百万円となったが、一方、売上債権の増加が11億9千7百万円、たな卸資産の増加が9億4千8百万円、法人税等の支払額が9億4百万円となったことによる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、15億4千7百万円の支出となった。これは主に有形固定資産の取得による支出15億4千1百万円によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、9億3千5百万円の収入となった。これは主に短期借入による収入31億3千万円、短期借入金の返済による支出16億3千万円、長期借入金の返済による支出3億円によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はない。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は435百万円である。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はない。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	110,244,180	110,250,806	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	-
計	110,244,180	110,250,806	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(新株予約権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	33(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり289(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日 ～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145 (注)3
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の幹部社員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 平成16年9月10日開催の取締役会決議により、平成16年9月30日に第三者割当による新株式を発行している。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

4 1名退職により、新株予約権の数3個と新株予約権の目的となる株式の数3,000株は失権した。

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	304(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	304,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり297(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日 ～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 297 資本組入額 149
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 4名退職により、新株予約権の数12個と新株予約権の目的となる株式の数12,000株は失権した。

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	392(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	392,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり368(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368 資本組入額 184
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 5名退職により、新株予約権の数39個と新株予約権の目的となる株式の数39,000株は失権した。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	421(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	421,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり366(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 366 資本組入額 183
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 新株予約権の相続、貸与、担保権の設定はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4 2名退職により、新株予約権の数8個と新株予約権の目的となる株式の数8,000株は失権した。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	456(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	456,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり432(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日 ~平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 432 資本組入額 216
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 新株予約権の相続、貸与、担保権の設定はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権付社債

平成13年改正旧商法341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成15年12月15日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	872
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,889,331
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり301.8(注)1、3
新株予約権の行使期間	平成16年2月2日 ～平成20年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 301.8 資本組入額 151 (注)3
新株予約権の行使の条件	当社が本社債について期限の利益を喪失した場合、以後本新株予約権を行使することはできない、また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	872
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行しないしは当社の有する当社の普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算定において、「既発行株式数」は当社の普通株式の発行済株式総数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

また、当社は株式分割、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができるもしくは転換される株式または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、適宜転換価額の調整を行う。

- 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- 平成16年9月10日開催の取締役会決議により、平成16年9月30日に第三者割当による新株式を発行している。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成19年11月8日発行)	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,432,989
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり485(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日 ～平成24年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	7,000
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行ないしは当社の有する当社の普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算定において、「既発行株式数」は当社の普通株式の発行済株式総数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

また、当社は株式分割、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができるもしくは転換される株式または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、適宜転換価額の調整を行う。

2 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	44,566	110,244,180	6	10,651	6	9,162

(注) 新株予約権の行使(新株予約権付社債の権利行使を含む。)による増加である。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載している。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 767,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,866,000	108,866	-
単元未満株式	普通株式 566,614	-	-
発行済株式総数	110,199,614	-	-
総株主の議決権	-	108,866	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権24個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式953株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数割合(%)
(自己保有株式) ダイソー株式会社	大阪市西区阿波座 1丁目12番18号	767,000	-	767,000	0.70
計	-	767,000	-	767,000	0.70

(注) 1 上記のほか株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)ある。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

2 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、771,754株である。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	335	339	329
最低(円)	303	308	305

(注) 株価は、大阪証券取引所（市場第一部）におけるものである。

3 【役員の状況】

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新製品開発部長	取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新規製品開発推進部長	古川 喜朗	平成20年7月1日
取締役	研究開発本部副本部長兼知的財産部長	取締役	管理本部副本部長兼知的財産部長	渡邊 秀明	平成20年7月1日
取締役	研究開発本部副本部長兼新事業推進室長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括	取締役	研究開発本部副本部長兼開発部長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括	酒井 貴明	平成20年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更している。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,304	4,027
受取手形及び売掛金	25,554	24,357
有価証券	-	1,799
製品	5,142	4,391
原材料	1,091	1,042
仕掛品	1,316	1,162
貯蔵品	338	345
繰延税金資産	678	1,048
その他	434	663
貸倒引当金	12	12
流動資産合計	38,849	38,825
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	8,698	9,165
その他(純額)	10,342	9,797
有形固定資産合計	19,040	18,962
無形固定資産		
のれん	320	326
その他	797	853
無形固定資産合計	1,118	1,180
投資その他の資産		
投資有価証券	13,231	12,131
その他	1,237	1,263
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	14,467	13,394
固定資産合計	34,627	33,537
資産合計	73,477	72,362

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,569	14,417
短期借入金	3,280	1,780
1年内償還予定の新株予約権付社債	872	877
1年内返済予定の長期借入金	1,160	1,200
未払法人税等	153	950
その他	3,703	4,595
流動負債合計	23,738	23,820
固定負債		
社債	1,500	1,500
新株予約権付社債	7,000	7,000
長期借入金	4,030	4,290
退職給付引当金	2,329	2,440
役員退職慰労引当金	511	489
繰延税金負債	447	6
固定負債合計	15,817	15,726
負債合計	39,556	39,546
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,651	10,644
資本剰余金	9,163	9,156
利益剰余金	12,194	11,754
自己株式	178	177
株主資本合計	31,830	31,378
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,048	1,403
評価・換算差額等合計	2,048	1,403
新株予約権	41	34
純資産合計	33,920	32,816
負債純資産合計	73,477	72,362

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	20,732
売上原価	16,999
売上総利益	3,733
販売費及び一般管理費	¹ 2,570
営業利益	1,163
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	115
為替差益	60
その他	15
営業外収益合計	200
営業外費用	
支払利息	14
その他	17
営業外費用合計	32
経常利益	1,331
特別損失	
固定資産除却損	48
特別損失合計	48
税金等調整前四半期純利益	1,283
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	385
法人税等合計	515
四半期純利益	767

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,283
減価償却費	853
のれん償却額	5
未払賞与の増減額（は減少）	317
退職給付引当金の増減額（は減少）	111
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	21
受取利息及び受取配当金	124
支払利息	14
為替差損益（は益）	35
固定資産除却損	13
売上債権の増減額（は増加）	1,197
たな卸資産の増減額（は増加）	948
未払消費税等の増減額（は減少）	45
仕入債務の増減額（は減少）	151
その他の資産の増減額（は増加）	170
その他の負債の増減額（は減少）	27
その他	7
小計	138
利息及び配当金の受取額	124
利息の支払額	25
法人税等の支払額	904
営業活動によるキャッシュ・フロー	945

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,541
無形固定資産の取得による支出	0
投資有価証券の取得による支出	20
貸付金の回収による収入	11
その他の支出	1
その他の収入	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	3,130
短期借入金の返済による支出	1,630
長期借入金の返済による支出	300
株式の発行による収入	8
自己株式の取得による支出	1
配当金の支払額	272
財務活動によるキャッシュ・フロー	935
現金及び現金同等物に係る換算差額	35
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,522
現金及び現金同等物の期首残高	5,527
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,004

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はない。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(会計方針の変更)

たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

親会社のたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

子会社のたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

この変更による損益への影響は、軽微である。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はない。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
当社及び国内連結子会社は、主として機械設備の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、耐用年数の変更を行っている。この変更による損益への影響は、軽微である。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 44,751百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 43,954百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の内訳 主要な費目及び金額	
販売運賃及び諸掛	901 百万円
役員報酬	58
給料・賞与	561
退職給付費用	37
役員退職慰労引当金繰入額	27
減価償却費	73
のれん償却額	5
研究開発費	435

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	4,304百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	300百万円
現金及び現金同等物	<u>4,004百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	110,244

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	771

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	41
合計			41

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	328	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はない。

5 株式資本の著しい変動に関する事項

該当事項はない。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

当第1四半期連結会計期間末の市場取引以外の取引として、金利スワップ取引があるが、ヘッジ会計の要件を満たす特例処理を適用しているため、注記の対象外とした。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	基礎化学品 (百万円)	機能化学品 (百万円)	住宅設備ほか (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	10,784	7,010	2,937	20,732	-	20,732
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	202	202	(202)	-
計	10,784	7,011	3,140	20,935	(202)	20,732
営業利益	1,063	275	37	1,376	(212)	1,163

(注) 1 事業区分は、当社グループの事業活動分野別とし、製品の汎用性および市場の類似性等を考慮し、区分している。

2 各事業の主な製品

- (1) 基礎化学品.....かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロルヒドリン、アリルクロライド、ジクロロプロペン、塗料原料、接着剤原料等
- (2) 機能化学品.....アリエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、液体クロマトグラフィー用シリカゲル、光学活性体、医薬中間体、酸化イリジウム電極、レンズ材料、感光性樹脂等
- (3) 住宅設備ほか...ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、化学プラント・環境保全設備建設、蛍光管のリサイクル等

3 親会社のたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

子会社のたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

この変更による損益への影響は、軽微である。

4 当社及び国内連結子会社は、主として機械設備の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、耐用年数の変更を行っている。この変更による損益への影響は、軽微である。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	1,824	775	565	3,166
連結売上高（百万円）	-	-	-	20,732
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.8	3.7	2.7	15.3

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっている。

(2) 各区分に属する主な国又は地域 アジア.....中国、台湾、韓国

欧州.....ドイツ、フランス、イギリス、スペイン

その他の地域.....アメリカ、カナダ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	309円47銭	1株当たり純資産額	299円56銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,920	32,816
普通株式に係る純資産額(百万円)	33,878	32,781
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	41	34
普通株式の発行済株式数(千株)	110,244	110,199
普通株式の自己株式数(千株)	771	767
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	109,472	109,431

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	7円02銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	6円06銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	767
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	767
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	109,451
四半期純利益調整額(百万円)	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳	
新株予約権(千株)	17,358
普通株式増加数(千株)	17,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

訴訟

東京、千葉、埼玉、神奈川各都県在住の建設作業従事者およびその遺族から、国および当社ほか45社に対して、アスベストを原因とする健康被害に基づく損害賠償請求訴訟（請求額：66億22百万円）が東京地方裁判所に提起されている。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳 男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイソー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイソー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。